

「こども家庭センター設置・機能強化促進（情報交換推進）業務」評価基準表

評価基準

（価格点：技術点＝１：３、得点配分：価格点１００点、技術点３００点）

I 価格点

価格点＝（１－入札価格／予定価格）×１００点

II 技術点

評価項目	必須	評価基準	得点配分			採点欄	提案書 頁番号
			基礎 点	加点	合計		
1. 業務の目的、内容及び実施方法							
1-1 業務目的	○	・業務の背景及び目的を理解した上で、目的を実現するための理念や方針が示されているか。	5	—	5	A · E	
1-2 業務内容	○	・委託業務の実施内容が具体的かつ詳細に提案されているか。	5	—	50	A · E	
	○	・仕様書に示された内容の全てについて、有効な提案が十分になされているか。	5	—		A · E	
		・ホームページの構築及び運用について、目的達成のための効果的な提案がされているか。	—	20		A・B・C・D・E	
		・情報交換会の開催について、目的達成のための効果的な提案がされているか。	—	20		A・B・C・D・E	
1-3 実施方法	○	・目的、業務内容と整合し、効果的かつ現実的な実施方法が提案されているか。	5	—	45	A · E	
		・ホームページの構築及び運用を実施する方法について、具体的、合理的、現実的な方法が提案されているか。	—	20		A・B・C・D・E	
		・情報交換会の開催について、具体的、合理的、現実的な方法が提案されているか。	—	20		A・B・C・D・E	
1-4 業務計画	○	・業務実施計画は妥当かつ現実的なスケジュールとなっているか。	5	—	40	A · E	
		・ホームページを迅速に構築し、安定した運用保守（必要な内容や設定の変更等を含む）を実施できる体制（人員体制、指揮命令、手順等）が十分に確保されているか。	—	15		A・B・C・D・E	
		・都道府県及び町村の情報交換会を適切に実施できる体制（知識・経験・実績に応じた適切な配置、役割分担等）が明確にされているか。	—	20		A・B・C・D・E	
2. 事業実施主体の適格性							
2-1 組織としての 情報管理能力	○	・国、都道府県、町村から提供される資料等の情報管理体制は十分か。	5	—	10	A · E	
		・情報取扱者以外の者が情報に接することがないような対策を講じているか。	—	5		A・B・C・D・E	
2-2 人員体制	○	・業務遂行のための必要な経営基盤を有し、バックアップの体制を含めた十分な人員が確保されているか。	5	—	40	A · E	
		・ホームページの構築や必要な変更、セキュリティ事故の対応などに正確かつ迅速に対応できる体制（人数、分担等）を組めているか。	—	15		A・B・C・D・E	
		・情報交換会の企画や当日の運営において、参加者の満足度向上や事業目的の達成に向け、従事者の従事時間を十分に確保できているか。	—	20		A・B・C・D・E	
3. 業務従事者の識見・能力							
3-1 専門性	○	・責任者は、市町村又は都道府県（児童相談所含む）が必要としている情報や、情報交換する必要があるテーマ等について、十分な知識を有しているか。	10	—	50	A · E	
		・責任者及び業務従事者は、こども家庭センターの設置及び機能強化のために必要な情報の種類や内容について、十分な知識を有しているか。		20		A・B・C・D・E	
		・責任者及び業務従事者は、目的達成のために自治体間で交換されるべき情報の内容について、十分な知識を有しているか。	—	20		A・B・C・D・E	
3-2 従事者の実績	○	・責任者として、市町村又は都道府県（児童相談所含む）におけるこども家庭福祉及び虐待防止に関する十分な知識及び調査研究の実績を有する者を選任しているか。	5	—	40	A · E	
		・責任者以外の従事者についても、こども家庭福祉及び虐待防止に関する調査研究の実績又は行政実務の経験を有する者を複数名配置できているか。		20		A・B・C・D・E	
		・ホームページ構築に当たる従事者は、本仕様書が求める機能やレイアウト、設定の柔軟な変更などに迅速かつ円滑に対応できる程度に、ホームページ構築経験・実績を有するか。	—	15		A・B・C・D・E	

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（※1）

ワーク・ライフ・ バランス等の推進 に関する指標	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・行動計画 ※2 ……2点 ・1段階目 ※3 （認定基準5つのうち1～2つが○となっている） ……4点 ・2段階目 ※3 （認定基準5つのうち3～4つが○となっている） ……7点 ・3段階目 ※3 （認定基準5つのすべてが○となっている） ……8点 ・プラチナえるぼし ※4 ……10点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）※5 ……4点 ・トライくるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※6 ……5点 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※7 ……6点 ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）※8 ……7点 ・プラチナくるみん認定企業※9 ……10点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業） ……8点 ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※3 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※4 令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（※9の認定を除く。） ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 ※9 次世代法第15条の2の規定に基づく認定。 ※10 内閣府共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	－	10	10		
--------------------------------	---	---	----	----	--	--

5. 従業員への賃上げを表明した企業等

賃上げを表明した 企業等	・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 10点 ・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 10点 ・なお、当該項目による加点を希望する場合、別紙の留意点を確認し、（別紙）「従業員への賃上げ計画の表明書」を提出すること	－	10	10		
-----------------	---	---	----	----	--	--

				計		
--	--	--	--	---	--	--

（点数）

〔配分点が20点の場合〕 A：20点、B：14点、C：9点、D：4点、E：0点

〔配分点が15点の場合〕 A：15点、B：11点、C：7点、D：3点、E：0点

〔配分点が10点の場合〕 A：10点、B：7点、C：4点、D：2点、E：0点

〔配分点が5点の場合〕 A：5点、B：3点、C：2点、D：1点、E：0点